

コ メ ン ト 1

—— 水内勇太「皇道大本の思想と行動」へのコメント ——

對 馬 路 人*

近代日本の新宗教運動の中で「皇道」というタームを冠した運動を繰り広げたものとしてすぐ頭に上るのは何と言っても大本（教）であろう。大本はその時々内外の状況に対応しつつ、さまざまな団体名を掲げながら運動を展開してきた。その中で「皇道大本」を掲げた時期は大正五年から十年までの期間と、昭和八年から十年まで期間の二度であった。いずれの場合も、教団として世の「立替え立直し」（現秩序の根本的解体と再創造）の危機感・期待感の高まりを背景に、「維新」（大正期は「大正維新」、昭和期は「皇道維新」）のスローガンを押し立てて激しい運動を繰り広げた時期にあたる。それらに対する社会的な反響も大きく、その盛り上がりや、それが内包する体制批判を恐れた政府により、それぞれ力づくで抑え込まれる（第一次及び第二次大本教事件）。前者は宗教団体の幹部が不敬罪の嫌疑で検挙された最初の事例であり、後者は宗教団体が治安維持法の嫌疑で検挙され解散を命じられた最初の事件（ただし、第二審以降この罪は認定されなかった）である。いずれも近代日本の国家による宗教統制事件としては時代を画するものであった。それは近代天皇制国家の尊厳を揺るがす危険のある運動、そしてその国家秩序（「国体」）を根本的に破壊する意図を持った運動とみなされたと言えよう。大本は「皇道」を掲げることで華々しく社会に打って出たが、政府による容赦のない統制を前に、それらの運動は解体を余儀なくされた。

大本の運動、とりわけ「皇道」時代のそれについては、歴史的意義の評価が難しく、揺れが大きい。弱肉強食の利己主義のはびこる社会に対する民衆による「立替え立直し」の運動という評価もあれば、下からのファシズム運動の一つとして戦前の超国家主義体制に道を開いたとする評価もある。いずれにせよもう一つの天皇主義、しかも明治維新の「王政復古」を超えて「神政復古」を唱える、より過剰な天皇主義による現天皇制国家体制の批判という主張のあり方が、一義的な評価を困難にしているとみられる。逆に言えばそれは対象の歴史的意義や社会科学的な意義を、国家対民衆、天皇制対民主制、保守対革新、右翼対左翼といった二分法的枠

*つしま みちひと 関西学院大学

組みで割り切る戦後の歴史学や社会科学にしばしば見られたパターン化した議論の限界を照らし出すものともいえる。その意味では、日本の近代社会の性格をどのようにとらえるべきか、新たな見方を模索しようとするなら、これはさまざまな刺激を与えてくれる研究対象でもあろう。

今回の水内報告は、大本の「皇道大本」を掲げるに至るまでに、その「皇道」主義が王仁三郎の中でいかに形成されてきたのか、大本（王仁三郎）の「皇道」主義の形成過程に光をあてたものである。従来 of 大本研究の中では、大本（王仁三郎）の「皇道」主義は、どちらかというと王仁三郎の本音というより、（出口なおの筆先に含まれている天皇や体制への批判をカムフラージュするための、あるいはその内容を権威づけて社会的アピールを強めるための）国家主義への過剰な同調のジェスチャーを示すものと解される傾向があり、あまり積極的に取り上げられてこなかったテーマである。水内は、王仁三郎にとって「皇道」というタームはむしろその宗教者としての歩みの初期の段階にも見出され、その後もこだわりをもって使い続けられたタームであるとし、「皇道大本」に至るまでの王仁三郎の「皇道」（という用語）とのかかわりの軌跡を跡付けようとしている。今後更に深めるべき興味深い論点を提示したものといえよう。

確かに王仁三郎はその宗教活動の比較的早い段階から「皇道」というタームを用いていたことは、自伝的著作『本教創世記』や『大本七十年史』の記述などから窺われ、また、稻荷講社（長沢雄楯）から京都府に「霊学会本部」の設置を許され、「皇道霊学会会長」に任命されている（明治31年。どのような訳か、組織名には「皇道」がつけられていない）。ただし初期の王仁三郎の著述に即して言えば、「皇道」というタームの使用例は極めて少ない。また、それらの記述から王仁三郎がそれにどのような意味を込めようとしたのか、どのような意図を持って使用したのかなどを直接窺うことができるような記述はあまりみあたらない。そして水内報告にも、初期の王仁三郎の「皇道」論がどのようなものであったか、具体的な言及はない。

とはいえ、王仁三郎が宗教活動の早い段階から、あるべき宗教のあり方について、「皇道」という言葉に託したのではないかとする水内氏の推測は、私にとっても刺激的である。今回水内氏の報告を読んで、私なりに初期の王仁三郎に関する著作や彼に関する論述を見返してみた限り、確かに彼が「皇道」というタームに惹かれたのには、それなりの内的な理由があったようにも思える。

「皇道」という言葉は、（その具体的な内容については、皇道論者によりさまざまな見解があったであろうが）当時、一般的には神代・古代に実現されていた天皇の下での理想の社会秩序やそれを支える原理といった意味でつかわれていたと考えられる。つまり、それは、祭・教・政一体のもの、単に宗教的な信仰や祭祀に止まるものではなく、政治や経済などのあり方をも含む全体的なあるべき社会秩序（の原理）を示すものであった。

貧農の子として育ち、「世の中に何が可哀相と日うても、貧者位い憐れむ可き者はいない」、

「貧の源泉は、社会の不完全、財富分配の不公平からである。血あり涙有る者、救世の目的を達せずして、豈止むべけんや。」（『本教創世記』）というのが、王仁三郎の宗教活動への動機づけの根底にあった思いである。その意味では、宗教家として身を立てるとしても、その目指すところは祭や教の追求に止まるものではなく、不公平や不公正のない調和のとれた社会の実現の追求を含むものでなければならなかった。当時「皇道」という言葉は、そうした祭・教・政一体の秩序原理という意味合いを含んだ概念の一つであったから、王仁三郎がそれに自分の理念を託そうとしたことは決して不自然なことではないと思われる。実際、王仁三郎の言う「皇道の中には政治も教育も実業も宗教も一切包含」とされていた。

しかもそのような意味での「皇道」の理念は、国家神道体制下において祭祀に限定された神社神道や、信仰による救済を中心とする教派神道のあり方と自らの立場を差異化し、自らの立場をそれらより高次の立場に立つと主張することも可能にするものであった。更に言うなら、その主張は、祭政一致にして祭教分離・政教分離という明治中期以降確立した戦前の政教関係の体制そのものへの批判を内包したものだだったと解することもできよう。「皇道」というタームを、王仁三郎にとってのこうした宗教の理念とかかわらせてもう一度とらえ返す必要があるかもしれない。

こうした課題を更に追求しようとするなら、さしあたって次の二つの方向で考察を深めることが考えられる。一つの方向は、王仁三郎があるべき宗教のあり方を託したとみられる表現を、「皇道」だけでなく、より巾広く探ることである。「皇道」は確かに上記のような宗教理念を託された言葉の一つであったかもしれないが、「皇道」以外にもそうした意味を付与された表現はあったのではないか、それを探ることである。大本ほど自らの団体名を頻繁に変え、次々と新しい組織を立ち上げていった教団はまれである。大正期の皇道大本以前にもその変更は頻繁であり、その以後もまた大きく変遷している。当初は宗教活動の許可を得るため、或いは団体内部での統合を図るためなどの外的な事情はあったにせよ、王仁三郎のリーダーシップが確立して以降は、団体名や組織名（の命名や変更）に彼の意向が反映されやすくなったとみられる。その点を考えて、「皇道」という語への彼のこだわりといっても、必ずしも首尾一貫したものとは言えない。むしろ時代状況や社会状況に合わせて、柔軟に団体名や組織名の表現を変化させてきたとみるべきではなかろうか。皇道大本以前の段階に限っても、水内報告でも気になる表現として取り上げている「本教」という表現や「大本（だいほん）教」といった表現も含めて、彼が宗教の理念として考えたものをその時代、その社会に対してどのように表現するか、その模索の表れとして包括的にとらえてゆくべきではなかろうか。

議論を深化させるもう一つの方向は、王仁三郎の主張する「皇道」の具体的な内容やその特徴を明らかにしてゆくことである。「皇道」の具体的な内容についてはそれぞれの「皇道」論者がさまざまな主張を盛り込むことが可能であるし、実際さまざまな「皇道」論が展開された。

水内報告では、王仁三郎が宗教活動の比較的早い時期から「皇道」という立場にこだわったということを論じてはいるが、その内容がどのような特徴を持ち、どのように形成されてきたのかについてはほとんど論じられていない。

それを考える場合、さしあたって重要となると思われることは、王仁三郎が「皇道」を語るにあたって重視された他のキーワードに注目することであろう。まず目に付くことは、当初「皇道」というタームは「皇道霊学」というように、しばしば「霊学」という言葉とセットで用いられていたということである。王仁三郎にとって「霊学」は、まず本田親徳の「霊学」であった。その本田は、神霊の祭祀について、国家神道下の神社で行われていたような神社や神体を介した祭祀法を「顕斎」と分類する一方、それとは別に「鎮魂婦神」のように霊と霊が直接交流をなす祭祀法があることを強調し、それを「幽斎」と呼んだ。そして初期の王仁三郎は「幽斎修行」と称して、熱心に「鎮魂婦神」の修行を実修していた。その意味で、王仁三郎の「皇道」における神霊の祭祀は、決して国家神道下の神社のそれに収まるものではなかったのである。

更に出口なおとの出会いとその立替え立直しのメッセージの受容によって、その「皇道」には、「神論」という要素が加わることになる。それは、当時の日本社会の現状や体制を、物質主義と利己主義にまみれた「体主霊従」の転倒した世界と捉えるものであり、それに対する強い警告を発し、その根本的な転換を訴えるものであった。それによってその「皇道」論は、当時の日本社会の現状や体制の正当化の理論でなくて、回復しなければならないあるべき本来の姿を描くものとなり、現状に対する根本的な批判と変革のヴィジョン（「大正維新」、「皇道維新」）を内包するものとなったのである（この点については、水内報告も「おわりに」の部分で付加的に触れているが、「神論」は「皇道大本」以前の段階でも、重視されていたのであるから、王仁三郎の「皇道」思想形成の重要な構成要素と考えるべきであろう）。

王仁三郎の「皇道」論の特徴を把握しようとするなら、少なくとも「霊学」や「神論」など、彼が「皇道」に劣らずこだわったキーワードとそれがどのように結びついていたのか、関連しあっているのかをしっかりと読み解いていく必要があるのではなかろうか。

なお、報告の最後の「おわりに」の部分であるが、王仁三郎の「皇道」論と近代天皇制国家（の「皇道」論）の関係について述べているが、短い紙幅の中に全体的な展望を盛り込もうとする余り、議論が錯綜していて、論旨がつかみにくい。特に「近代天皇制国家が示した「皇道」論」や、「（王仁三郎の「皇道」論は国家意思を「先取り」するもの」と述べる際の）「国家意思」なるものが一体何か、説明が必要であろう。また、王仁三郎の「皇道」論の「過剰さ」について、「異端性」の契機であるというのは分かるが、「原理化」の契機でもありえ、近代天皇制国家を強力に支える源泉でもあった」というのは、どのような意味でそうなのか、詳しく尋ねたいところである。そうした点も含めて、今後の議論の展開に期待したい。